

佐賀の元気な未来のために！

いっしょに いかんば

12.18

# 佐賀県知事選挙

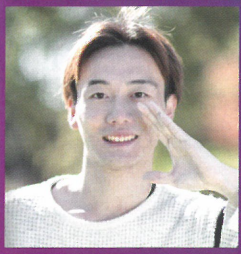
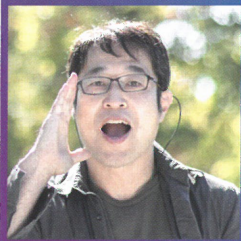
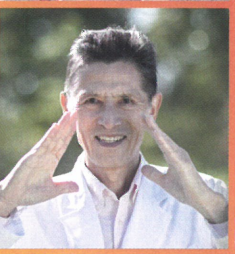
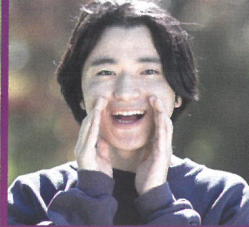
期日前投票

12.2(金)~17(土) 午前8時30分から 午後8時00分まで

※一部期日前投票所を除く。詳しくは、お住まいの市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。  
名簿登録地の市町選挙管理委員会が設ける期日前投票所にて

**投票日に投票できない方は期日前投票をお願いします。**

投票日に仕事があるとき / 投票日に投票区の区域外に出かけるとき / 新型コロナウイルス感染症への感染が懸念されるとき / 投票日に冠婚葬祭の予定があるとき など



明るい選挙キャラクター  
選挙のめいすいくん

新型コロナウイルス感染防止対策 各投票所では、新型コロナウイルス感染防止対策をとっています。宿泊・自宅療養中の方は特例郵便等投票が可能です。

佐賀県選挙管理委員会・佐賀県明るい選挙推進協議会



# 投票日に投票できない方は 期日前投票

## を利用 しましょう

佐賀の元気な  
未来のために!



### 期日前投票

## はこんなとき

#### 投票日に仕事があるとき

- 勤務・出張・出稼ぎ・日曜日に営業する自営業の人など



#### 投票日に投票区の区域外に出かけるとき

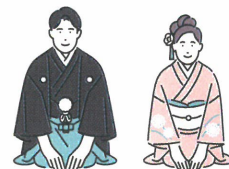
- 旅行・レジャー・買い物など



#### 新型コロナウイルス感染症への感染が懸念されるとき



#### 投票日に冠婚葬祭の予定があるとき



### 期日前投票

## の手続き



- ・投票用紙の請求は、選挙人名簿に登録されている(名簿登録地)市町の期日前投票窓口で簡単な書類に記入するだけです。印鑑は不要です。
- ・投票日当日の投票と同じように、投票用紙はそのまま直接投票箱に入れることができます。
- ・入場券をお持ちでない方は、**運転免許証等の身分証明書**をお持ちいただくと、スムーズに手続きできます。



### 期日前投票

## ができる期間

**12月2日(金)~17日(土)** 午前8時30分から  
午後8時00分

(土曜日・日曜日でもできます) ※一部の期日前投票所を除く(詳しくは、お住まいの市町の選挙管理委員会からのお知らせをご確認ください)

### 期日前投票

## ができる場所

### 名簿登録地の市町選挙管理委員会が設ける期日前投票所



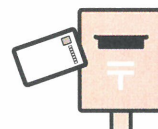
#### ●現在地や病院等での不在者投票

名簿登録地以外の現在地(出張先・滞在先・実家等)の市町村、指定された病院・老人ホームでは従来どおり不在者投票をすることができます。なお、現在地で不在者投票するときは、あらかじめ名簿登録地の市町で交付された「不在者投票証明書」が必要です。

#### ●郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方や、介護保険上の要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。また、上肢、視覚の障害1級の方等は郵便による不在者投票において、代理記載の方法による投票ができます。

いずれもあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。



#### ●特例郵便等投票

- 新型コロナウイルス感染症による宿泊・自宅療養者は、特例郵便等投票を行うことができます。
- 濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象外であり、マスクなどの感染対策をとったうえで、投票所において投票することができます。

※そのほか、詳しくは、市町選挙管理委員会にお問い合わせください。